

新旧対照表

浦安市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年規則第12号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(指定決定等)</p> <p>第2条 市長は、総合支援法第51条の20第1項又は児童福祉法第24条の28第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、<u>指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定の可否を決定し、その結果を指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定決定・却下通知書（別記第1号様式）により、申請者に通知するものとする。</u></p>	<p>(指定申請)</p> <p>第2条 <u>総合支援法第51条の20第1項又は児童福祉法第24条の28第1項の申請は、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>定款及び登記事項証明書又は条例等</u> (2) <u>役員等名簿</u> (3) <u>運営規程</u> (4) <u>事業計画書</u> (5) <u>収支予算書</u> (6) <u>事業所の平面図</u> (7) <u>従業員の勤務体制一覧表</u> (8) <u>備品等一覧表</u> (9) <u>指定相談支援又は障害児相談支援の提供に当たる者の経歴書</u> (10) <u>実務経験証明書又は実務経験見込証明書</u> (11) <u>資産状況を示す書類</u> (12) <u>利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要</u> (13) <u>主たる対象者を特定する理由等</u> (14) <u>指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書又は指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書</u> (15) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p>(指定決定等)</p> <p>第3条 市長は、総合支援法第51条の17第1項第1号又は児童福祉法第24条の26第1項第1号の規定により、指定の可否を決定し、その結果を指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定決定・却下通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。</p>

改 正 後

改 正 前

2 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。
(指定の更新の通知等)

第3条 前条の規定は、総合支援法第51条の21第1項及び児童福祉法第24条の29第1項の規定による指定の更新について準用する。この場合において、前条第1項中「第51条の20第1項」とあるのは「第51条の21第1項」と、「第24条の28第1項」とあるのは「第24条の29第1項」と、「の申請」とあるのは「の規定による指定の更新の申請」と、同条第2項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、「当該指定」とあるのは「当該指定の更新」と読み替えるものとする。

(廃止等の届出)

第4条 総合支援法第51条の25第3項若しくは第4項又は児童福祉法第24条の32の規定による届出(名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更に係るものを除く。)は、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者廃止・休止・再開届出書(別記第2号様式)により行うものとする。

別記第1号様式(第2条)

省 略

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定決定・却下通知書

省 略

1 決定

省 略	
事業の種類	
省 略	
省 略	

省 略

(指定変更等の届出)

第4条 総合支援法第51条の25第3項若しくは第4項又は児童福祉法第24条の32の規定による届出は、名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更に係るものにあつては指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者変更届出書(別記第3号様式)に当該変更の内容を証する書類を添えて、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者廃止・休止・再開届出書(別記第4号様式)により、それぞれ行うものとする。

別記第1号様式(第2条)

別記第2号様式(第3条)

同 左

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定決定・却下通知書

同 左

1 決定

同 左	
サービスの種類	
同 左	
同 左	

同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

別記第2号様式 (第4条)

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者廃止・休止・再開届出書

省 略

所在地

申請者 名称

代表者氏名

省 略

事業所番号																			
事業所番号																			

省 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記第3号様式 (第4条)

別記第4号様式 (第4条)

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者廃止・休止・再開届出書

同 左

所在地

申請者 名称

㊞

代表者氏名

同 左

事業所番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

同 左

(注)

- 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の日から10日以内に届け出てください。
- 3 廃止・休止の日の1か月前までに届け出てください。